

庁達第5号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

第8条第1項第20号中「7月から9月」を「6月から10月」に改める。

別表第4第1項中「7月1日」を「6月1日」に改め、同表第2項中「7月2日から9月30日」を「6月2日から10月31日」に、「新たに」を「、新たに」に改め、同項の表中「7. 2～7. 19」を「6月2日から同月30日までの間」に、「7. 20～8. 6」を「7月1日から同月31日までの間」に、「8. 7～8. 24」を「8月1日から同月31日までの間」に、「8. 25～9. 11」を「9月1日から同月30日までの間」に、「9. 12～9. 30」を「10月1日から同月31日までの間」に改め、別表第4第3項中「7月2日から9月30日」を「6月2日から10月31日」に、「職員又は」を「職員及び」に改め、同項の表中「9. 12～9. 30」を「10月1日から同月31日までの間」に、「8. 25～9. 11」を「9月1日から同月30日までの間」に、「8. 7～8. 24」を「8月1日から同月31日までの間」に、「7. 20～8. 6」を「7月1日から同月31日までの間」に、「7. 2～7. 19」を「6月2日から同月30日までの間」に改める。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。